三重県尾鷲市桂ケ丘
一九〇〇番一五地先道路敷　一号
一九〇〇番一七　二号
一九〇〇番一八　三号
一九〇〇番二五　四号
一九〇〇番二四　五号
一九〇〇番二三　六号
一九〇〇番二二　七号
一九〇〇番二一　八号
一九〇〇番二〇　九号及び十号
一九〇〇番一九地先道路敷　十一号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成十三年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県北牟婁郡紀北町海山区矢口浦
字樫ノ木谷　七四七番一　一号から六号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
雨東谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県熊野市飛鳥町野口
字大坪　三七二番　一号
三六六番一　二号
四六一番　三号
四五三番　四号
四四五番一　五号
字雨東谷　四一一番　六号
四一〇番　七号
字尾地　三九八番　八号
字大嶋本　三九〇番　九号
字高皿　三七三番四　十号及び十一号

○国土交通省告示第四百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年三月二十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葛子川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を一般国道四百三十二号道路敷に沿って結んだ線、標柱四号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年建設省告示第百十七号で指定した葛子川に掲げる土地の区域を除く。）
広島県竹原市新庄町
字西枌谷　二〇九〇番二　一号及び二号
二〇九〇番二地先河川敷　三号
二〇九一番二地先河川敷　四号
二〇九一番一地先河川敷　五号
二〇九一番一　六号
字上枌谷　二一四四番一　七号及び八号
二一四三番一　九号及び十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の深原川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
広島県安芸郡熊野町
字深原平　二六八二番二〇八　一号
二六八二番一三九　二号
字東深原　九八番一　三号
九八番一一　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号と十五号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の深原川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
広島県安芸郡熊野町
字深原平　九八番二六　五号
九八番一二四　十五号
字東深原　九八番一　三号
九八番一一　四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十五号までを順次結んだ線及び標柱五号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県安芸郡熊野町
字深原平　九八番二六　五号から十号まで
九八番一二四　十三号から十五号まで
字東深原　九八番四九　十一号
九八番五五　十二号

○国土交通省告示第四百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年三月二十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
藤尾川本川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県大津市藤尾奥町
字宮ノ前　一〇四番二　一号、二号及び六十三号
一〇三番二　四号及び五号
一〇三番一　三号
一〇八番　五十号及び五十一号
一〇六番　五十二号
一〇七番一　五十三号から五十七号まで
一〇五番二地先河川敷　五十八号から六十二号まで
字上出　一三九番　六号から十五号まで
一三八番　十六号及び十七号
一三七番　二十八号
一三六番　十八号から二十七号まで
字梅ノ木谷　一三五番地先道路敷　二十九号から三十一号まで
一一二番地先道路敷　三十二号から三十八号まで
一一一番　四十三号から四十六号まで
別所国有林　一五林班小班り　三十九号から四十二号まで
字大谷　一〇九番一　四十七号から四十九号まで

○国土交通省告示第四百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年三月二十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竜川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と百五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第千百七十九号で指定した竜川に掲げる土地、昭和三十八年建設省告示第二千四百二号で指定した竜川に掲げる土地、昭和四十二年建設省告示第九百八十三号で指定した竜川に掲げる土地及び昭和五十二年建設省告示第六十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
岩手県岩手郡雫石町橋場龍川山国有林
六九七林班　と小班　一号、二号及び六号から九号まで及び十四号
ハ[3]小班　三号から五号までは小班　十号及び十一号に小班　十二号及び十三号へ[1]小班　十五号及び十七号から十九号まで
い[2]小班　十六号及び二十八号から三十号まで及び六十八号り小班　二十号から二十七号まで及び百四十九号ろ小班　百四十九号及び百五十号